

【別表】謝 金 規 程

【労務を行った個人に対する報酬等】※会社等事業者に請け負わせたものは役務費となります。

※半日（4時間未満）の場合は半額となります。

労務の内容		支給対象者（労務者）	支出科目	単位	上限単価
選手強化活動 （移動日を除く）	国内	強化責任者・コーチ・トレーナー	諸謝金	半日（4時間未満）の 場合は半額となる。	15,000円
		看護師・管理栄養士・帯同審判員			15,000円
		手話通訳 ※手話通訳士資格保有者			10,000円
		スポーツドクター			25,000円
		支援スタッフ・競技パートナー・介助者			5,000円
		上記の者	旅 費	旅費規程参照	
	国際	強化責任者・コーチ・トレーナー	諸謝金	半日（4時間未満）の 場合は半額となる。	30,000円
		看護師・管理栄養士・帯同審判員			30,000円
		手話通訳 ※手話通訳士資格保有者			20,000円
		スポーツドクター			50,000円
		支援スタッフ・競技パートナー・介助者			10,000円
		上記の者	旅 費	旅費規程参照	
講 義 （資料を使用して行う解説等）		講義講師	諸謝金	1 日	24,000円
			旅 費	旅費規程参照	
国際大会・国際会議		音声通訳：専門的能力を有する通訳者 手話通訳：手話通訳士資格保有者	諸謝金	1 日	100,000円
			旅 費	旅費規程参照	
翻訳	外国語→日本語	翻訳者	諸謝金	枚（400字相当）	4,000円
	日本語→外国語			枚（200ワード相当）	6,000円
原稿執筆		原稿執筆者	諸謝金	枚（800字相当）	2,500円
会議		強化委員	諸謝金	1 回	3,500円

2020年7月29日施行

2022年3月30一部改正

2025年6月 1日一部改正